

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年10月31日
【会社名】	ティーライフ株式会社
【英訳名】	T e a L i f e C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西上 節也
【本店の所在の場所】	静岡県島田市牛尾118番地
【電話番号】	0547-46-3459(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 児島 正雄
【最寄りの連絡場所】	静岡県島田市牛尾118番地
【電話番号】	0547-46-3459(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 児島 正雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年10月28日開催の当社第39期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
 2022年10月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
 当社普通株式1株につき 金26円  
 総額110,495,866円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
 2022年10月31日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入にあたり、定款の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、西上節也、伊藤和也、石澤浩和、児島正雄、植田伸司の5氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡村朗、寺田敏子、岩井理映子の3氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に中長期的な視点での経営評価としてのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、これまでの報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	無効数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	31,674	65	0	0	(注)1	可決 99.11
第2号議案	31,645	94	0	0	(注)2	可決 99.02
第3号議案						
西上 節也	29,764	1,974	0	1	(注)3	可決 93.14
伊藤 和也	31,279	459	0	1		可決 97.88
石澤 浩和	31,267	471	0	1		可決 97.84
児島 正雄	31,278	460	0	1		可決 97.88
植田 伸司	29,558	2,180	0	1		可決 92.49

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	無効数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第4号議案						
岡村 朗	31,089	650	0	0	(注)3	可決 97.28
寺田 敏子	31,273	466	0	0		可決 97.86
岩井 理映子	31,279	460	0	0		可決 97.88
第5号議案	29,830	1,909	0	0	(注)1	可決 93.34

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数を集計したことにより、各議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以 上